

認定NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク

活動計画書

【事業計画】

1. 移動サービスに関する相談対応や情報提供等の支援事業

1) 利用相談

問合せは身体的・精神的な移動困難にとどまらず、加えて経済的側面やガイドヘルパーの対応不足なども要因となっている場合があります。様々な相談に対応し、福祉有償運送やタクシーを紹介するとともに社会的課題を発信することにもつなげます。

2) 団体支援

今年度は、2020年11月の福祉有償運送制度変更後初めての更新となる団体が多いため、スムーズに申請手続きができるよう情報提供することが必要です。また、2022年4月に施行された道路交通法施行規則一部改正による安全運転管理者の業務(アルコール検知器の導入等)や、近く改正が予定されている道路運送法施行規則の影響についても情報発信し、ていねいな相談対応を行います。

道路運送法施行規則改定にあたってはパブリックコメントも予定されており、団体の不安解消や持続可能な移動サービス実現にむけて全国移動ネット等と連携して意見具申等を行います。

また、たすけあいの地域交通づくりの継続や新規の取り組みを支援します。

2. 団体間の連携とネットワーク化を図り、移動サービスを推進する事業

1) 会員団体の拡大

利用者の安全・安心につながる移動サービスの提供や、国の法制度をより現場にあったものに変えていくため、移動サービス実施団体の連携・共育、情報の共有化は欠かせません。県内では登録団体の約半数が会員になっていますが、さまざまな機会を活用して会員団体を増やしていきます。

2) 移動サービスの普及啓発と推進

地域公共交通活性化再生法が改定され(2020年11月)、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたことや、法の要件を満たせば国から交付金が拠出されること等により、各自治体の計画策定が進んでいます。福祉の視点を盛り込んだ高齢者や障がい者を対象とした交通施策、地域内の高齢者等の移動支援施策などが注目されます。国土交通省は自家用有償旅客運送を計画に位置づけることを推奨しており、計画への位置づけは自治体との協働や支援につながる可能性があります。

一方、総合事業等における住民主体の登録不要の外出支援も広がっており、福祉有償運送の活用、住民互助型のたすけあい活動や担い手養成のための研修につながるよう、さらに推進する機会としていきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業等の活用

包括支援センターや生活支援コーディネーター等が働きかけて、福祉有償運送の対象者ではない高齢者等の買い物・外出支援を住民主体でつくろうという試みが増えています。住民の主體的な取り組みを支援・補助する方法として、総合事業によるもののほか、インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金)活用の事例も増えつつあります(要支援等以外の高齢者も対象にできる)。自治体による支援の仕組みの制度化についても全国自治体の情報を提供し、新しい動きや福祉有償運送団体等への公的補助につながるよう、情報発信や働きかけをしていきます。

(2) 神奈川県地域福祉課と共催する福祉有償運送制度学習会・意見交換会

県内5か所で実施してきた福祉有償運送制度学習会・意見交換会は、コロナ禍では2年連続して実施できませんでしたが、県内の福祉有償運送団体や登録車両数が減少する傾向を重大事と受け止め、学習会・意見交換会の実施を積極的に働きかけ、団体の活動を地域に知らせます。開催においては、地域の団体の直接的な活動報告・課題発信が重要です。多くの団体の参加を呼びかけます。

(3) 福祉有償運営協議会委員との連携

県内には単独設置4市(横浜市、川崎市、相模原市、大和市)、共同設置5地区(横須賀・三浦地区、県央地区、湘南東部地区、湘南西部地区、県西地区)併せて9つの運営協議会があります。今年度、2022年秋頃に、道路運送法施行規則の改正が予定されており、運行管理者の資格要件についての整理が行われる見込みです。団体の運行管理には大きな対応変更が求められることが予想されるので、運営協議会に参加する各地区のNPO団体代表委員には継続して情報提供を行い、福祉有償運送の課題を共有します。

3) 特別支援学校送迎受託事業

神奈川県教育委員会の「医療的ケア児通学支援業務」が今年度6月以降から始まります。

「福祉車両等に訪問看護ステーション等の看護師が同乗し、医療的ケア児の見守り及び医療的ケアを実施することにより通学を支援する」もので、送迎事業者(タクシー、福祉有償運送事業者を想定)、看護師の紹介を行い、契約については保護者と事業者間で行うとされています(費用負担は県教育委員会)。今後の動向を見ながら、福祉有償運送が障がい児者の送迎を行ってきた経験と実績を周知し、事業に参画していけるよう情報を収集します。

また、横浜市教育委員会の横浜市立特別支援学校「通学支援車両運行事業」及び「福祉車両等運行事業」を本年度も受託し、運行を会員団体5団体が担います。運転だけでなく介助や付き添いを含めた移動サービスの経験を十分に発揮し、本人・家庭のニーズに沿った通学支援の在り方を学校や教育委員会と共に検討して実践につなげていきます。さらに安心を提供するための医療的ケア児についての学習会、一層の安全運行を行うための運転研修を実施します。

4) 住民による外出支援事業の推進・モデルづくり

(1) 地域の多様なニーズに応える住民活動の支援

総合事業の活発化による移動支援の取り組みが各地で広がっています。新たな活動グループを創出していくための支援を行います。また、かながわ移動ネットが地域住民の活動に伴走しながらつくってきた移動支援団体も多く、2007年からの県との協働事業によって創出・再構成された団体の活動は既に10年以上継続しています。いくつかの団体は運行にとどまらず、まちづくりの視点で居場所づくりへの活動が拡がり、他団体との連携も進んでいます。こういった活動の共有も今後重要になってくると思われます。いずれの団体もそれぞれの課題があり、今後も共に考える支援体制をつくっていきます。

綾瀬市・相模原市からの委託事業は継続して、海老名市からは今年度新たに委託を受けて、移動支援の仕組みづくりに向け、立ち上げの支援、モデル事業の実施、その後の継続支援などを行います。制度の活用も視野に入れ、総合事業や福祉法人の「公益的な取組」も活かした地域づくりを推進します。

5) 交通事業者との連携による移動支援の促進

神奈川県内の移動困難者は87万人を越えていると推計されています。多くの人に出足の機会を提供するには、より幅広い連携が必要です。交通事業者とも連携して高齢者や障がい児者の外出機会の拡大に尽力します。

(1) ユニバーサルデザインタクシー（以後、UDタクシー）の普及・啓発

車いすのまま乗車できるUDタクシーについて機会をとらえて広く情報発信していきます。また、UDタクシー試乗や体験乗車会など、神奈川県タクシー協会や関東運輸局神奈川運輸支局、自治体と協力して企画し実施します。

(2) かれんタクシー（障がいのある人のタクシー利用）の推進

かながわ移動ネットが登録の窓口となり、登録情報の共有、面談のコーディネートなどを行い、安心して利用できる環境づくりを担います。体験乗車などの企画を通して取り組み、モデル地区を拡大していきます。（※国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局後援）

3. 政策・制度の提言活動

1) NPO法人全国移動サービスネットワークと連携・情報共有

外出支援に関する課題の解決に向け情報を共有し、制度について国や自治体への意見具申や提言活動を協力・連携して行います。

全国移動サービスネットワークが実施する調査研究事業に協力します。

2) 障がい児者への移動支援、通学・通所支援に対する自治体の施策は十分とは言えません。また、その担い手も不足している実態があります。車両を使った支援の拡充、担い手となる事業所の指定要件緩和と拡充を求め、市町村の現状を調査し、福祉有償運送登録団体の参画について意見発信していきます。

3) 横浜市交通政策推進協議会・地域交通部会（横浜市都市交通課主宰）に委員として参加します。横浜市交通計画への意見発信、政策の具体的実現にも協力します。

4. 研修事業

1) 運転研修

(1) 国土交通大臣認定福祉有償運送・セダン等運転者講習

新たな担い手となる受講者に外出支援の意義、安心・安全の元に外出支援を行う重要性を伝えます。感染予防対策を緩めることなく、少人数での講座実施の人数制限を徐々に解除していけるよう工夫を重ねます。開催にあたっては、自治体や会員団体との協力連携体制を作り、また、講師として対応する人材の育成を行います。

(2) ベテラン運転者講習

活動を重ね身体的に様々な変化が起こりベテランと呼ばれる立場になっても、安心安全な運転は不可欠です。高齢者や障がいがある人を送迎する際のやさしい運転、法令順守について基本に立ち返る研修を行います。希望に沿って団体を単位とした出張運転研修も行います。

(3) 施設送迎運転者研修

デイサービス事業者等からの依頼を受け運転従事者研修を実施します。（一部は国交省認定福祉有償運転者講習として実施）

(4) ユニバーサルドライバー研修

神奈川県タクシー協会等の依頼を受け、利用者理解（講義）、介助技術の基本（講義）、介助実習などを行います。

(5) 自治体・団体との連携による研修事業等

外出支援の取り組みを推進する自治体・団体の研修等に講師を派遣します。

2) 運行管理者・リーダー研修

(1) リスクマネジメント

移動サービスには利用者の体調に関するリスク、交通事故の対処など様々なリスクがあり、他事業に比べリスクの大きな活動といえます。ここでは事故事例をもとに事故対応、保険対応などを学びます。

(2) 車いす・シーティング学習会

体に合った車いすに正しく座ることは、生活や車両乗車時の安全にもかかわる大事なことです。基本的なシーティングについて学び、活動現場の安全につなげます。

(3) かながわ福祉移動サービスネットワークが地方運輸局と連携して行う運転管理者講習が、国交相認定の運行管理者の講習となるよう可能性を模索します。

5. 講演会等開催事業

1) セミナー等の開催

・ 医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止に資することを目的として、昨年9月に「医療的ケア児及び

その家族に対する支援に関する法律」が施行されました。医療的ケア児は、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療行為が不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)と定義されています。特別支援学校への通学を可能とするため、県は個別に福祉有償運送団体に事業を通知していますが、イメージが掴みにくいこともあり躊躇している団体が多く見受けられます。先行している横浜市教育委員会の左近山特別支援学校の通学支援モデル事業、医療的ケアを必要とする生徒・児童の通学支援モデル事業、および神奈川県が今年度創設された医療的ケア児通学支援事業について、共有する勉強会等を開催します。

・5月29日(日)総会後学習会「医療的ケア児の通学支援、神奈川県と横浜市の取組について」

6. 調査・研究活動

1) 車いすの車両乗車時の安全に関する研究会

昨年度完成した「車いすの車両乗車時の安全に関して～アンケート報告と課題～」をもとに、安全意識の啓発を主として活動していきます。①移動サービスの活動現場 ②作業療法士、理学療法士、ケアマネジャーなど ③車両・車いすの製造・開発の現場、それぞれに情報発信することで、利用者の安全につなげていきます。

また、いくつかの安全基準のポイントに沿って学習会を開催します。

2) 全国移動サービスネットワークと連携・情報共有

全国移動ネットには、かながわ移動ネットなど25の地域ネットワーク組織が参画していますが、大臣認定運転者講習の実施がメイン事業である団体が多々あります。東京都内を網羅するネットワーク組織がないことや東京には登録団体が多くないこともあり、かながわ移動ネットは会員団体としてこれまでも数々の事業の一翼を担ってきました。2022年度も全国移動ネットに理事を派遣すると同時に、連携協力して移動サービスの推進に努めます。

7. 会報、出版物の発行等普及啓発活動

1) 情報の発信

(1) ホームページを改定します。

(会員への情報発信) 国の制度などの情報発信、移動ネットの活動の共有などに力を入れます。

(利用者への情報発信) 利用者やその家族、また福祉関係者に内容がわかりやすいよう更新します。

また、「かながわ福祉輸送情報NPO&TAXI」を適宜更新し、相談対応に役立てていきます。

(2) タイムリーにまた、確実に情報を届けるため、メールによる情報発信を行います。

8. その他

・事業、研究調査、政策提案などが年を追うごとに多岐にわたっています。事業を確実に進展させるため、事務局機能を充実させます。(認定NPO法人としての組織を強化します)

・この法人の目的達成に必要な事業を行います。